

## 甲E17の2 (甲E17の1の和訳)

### § 50.47 緊急時計画

- (a) (1) (i) 本節の (d) 項に規定されている場合を除き、放射線緊急事態が発生した場合に適切な防護措置を講ずることができるとの合理的な保証があると NRC が判断した場合を除き、原子炉の初期運転許可証は発行されない。原子力発電所運転免許の更新には、このセクションに基づく所見は必要ない。

… (略) …

- (2) NRC は、州及び地方の緊急時計画が適切であるかどうか、そしてそれらが実施されることが合理的に保証されているかどうかについての連邦緊急事態管理局 (FEMA) の所見及び決定、並びに NRC 申請者の敷地内の緊急計画が適切であるかどうか、およびそれらが実施可能であるという合理的な保証があるかどうかの評価に基づく。FEMA の調査結果は、主に計画の見直しに基づく。… (略) …